

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
水道技術管理者資格取得講習会実務研修事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	水道法第19条第3項及び同法施行規則第14条第3号により水道技術管理者に必要な知識及び技術の習得をさせることを目的として社団法人日本水道協会が実施する講習会のうち実務研修を受託するものです。	水道技術管理者資格取得講習会実務研修受講者	○	○					
人事記録事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	職員の個人情報の収集と採用から退職までの異動・昇給歴等を記録保管し、もって人事管理に資するもの。	水道局職員	○	○		○	○		
職員任免・異動事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	各課の人員・配置管理等を適切に実施し、効率的かつ適正な事業運営に資するもの。	水道局職員	○	○			○	○	
派遣研修事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	各課の資質及び職務遂行能力の向上のため、他の研修機関等へ職員を派遣するもの。	受講者	○	○		○			
給与支給事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	○
安全衛生事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和3年6月16日	職員の健康保持増進を目的に、職員の健康管理及び安全の確保に資する事務を行う。	水道局職員	○	○		○	○	○	

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員財形貯蓄事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和4年5月17日	勤労者財産形成促進法により金融機関へ申込をする。加入者の給与よりその積立額を天引きし、金融機関へ送金する。	職員（加入者）	○	○	○				
職員公務災害事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和3年6月16日	職員の公務災害又は通勤災害に伴う認定請求、補償実務事務で、地方公務員災害補償基金へ認定請求する。	被災職員	○	○	○		○	○	
社会保険事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和4年5月17日	浦和年金事務所へ社会保険への加入・脱退手続及び掛金・負担金の納入事務	社会保険の加入要件を満たす職員	○	○	○		○		
労働保険事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和4年5月17日	労働基準監督署への労災加入手続、ハローワークへの雇用保険加入手続、及び各々の保険料納入事務	再任用職員、会計年度任用職員	○	○	○		○		
水道事業広報・広聴事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和4年8月1日	水道事業を広く市民（利用者）に理解いただくための広報活動として、野外水道教室、野外水道講座、水道施設見学会、ポスター作品募集・表彰式といったイベントを開催している。また、広報紙の中で利用者からの意見を募るための手段の一つとして、読者プレゼントを実施している。	参加希望者、ポスターコンクール作品応募者、プレゼント応募者	○	○		○	○		
「さいたまの水」配達販売事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成18年5月1日 平成28年12月1日	水道局では、災害時の備蓄水用としてアルミボトル缶入り飲料水「さいたまの水」を製造、販売している。通常は水道局での窓口販売であるが、配達による販売も行っている。	配達購入希望者	○						

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員服務管理事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒処分処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員、利害関係人	○	○			○	○	
各種保険取扱い事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	団体扱いの生命保険・損害保険契約者の給与からその保険料を天引きし、各保険会社へ送金する。保険金請求に必要な書類を保険会社へ提出する。	水道局職員	○		○	○	○	○	
水道ボランティア制度への登録事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成28年4月1日	さいたま市水道局水道ボランティア制度に関する要綱の規定に基づき、さいたま市水道局水道ボランティア制度登録(更新)申込書(様式第1号)の提出を受け付け、さいたま市水道局水道ボランティアへ登録を行う。収集した情報は、災害時の緊急連絡先として使用する。	さいたま市水道局水道ボランティア制度登録(更新)申込書(様式第1号)の提出者	○	○		○	○		
各種法定調書作成事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道総務課	平成28年1月1日	事務担当課が賃金、報酬、料金、契約金、賞金、不動産の使用料等の支払いに係る法定調書(源泉徴収票及び支払調書)を作成するため、支払を受ける者の氏名、住所等を収集する。また、作成した法定調書を該当者に交付し、必要に応じて税務署に報告する。	報酬等受給者	○		○		○		
給水普及状況統計事務	水道事業管理者 水道局 業務部 経営企画課	平成23年4月1日	給水普及状況の統計処理を行うため、井戸水利用者及び井戸水から水道利用への代替者を把握する。	井戸水利用者	○				○		
収入事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道財務課	平成13年5月1日 令和2年10月29日	水道事業に係る負担金等を請求する際に、納入に納入通知書を発行する。また、収入があった時は会計伝票を発行し、収入の根拠となる資料を添付する。会計伝票は水道財務課長が保管する。	納入義務者	○		○				

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
支出事務	水道事業管理者 水道局 業務部 水道財務課	平成13年5月1日 令和2年10月29日	水道事業に係る経費を支出するときに、会計伝票を発行し、債権者へ支払する。会計伝票には、請求書や支出の根拠となる資料を添付する。会計伝票は水道財務課長が保管する。	債権者	○		○				
交通事故処理事務	水道事業管理者 水道局 業務部 管財課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	さいたま市水道局における交通事故処理のために事故調査、診断書等を収集する。	事故の当事者	○		○	○		○	
水道用地管理事務	水道事業管理者 水道局 業務部 管財課	平成13年5月1日	水道用地の適正な資産管理のため、境界確定及び登記事務を実施する。	関係地権者	○	○	○		○		
水道施設の使用許可事務	水道事業管理者 水道局 業務部 管財課	平成13年5月1日	水道局行政財産の使用許可等に関する規程に基づく行政財産の使用許可等及びさいたま市水道局庁舎管理規程に基づく許可行為の受付を目的とする。許可等の受付のほか、水道施設内の秩序の維持に関し必要な事務を行う。	使用許可の申請者	○	○					
市民開放施設使用許可事務	水道事業管理者 水道局 業務部 管財課	平成13年5月1日	市民開放施設の使用申請受付及び許可書発行の業務を行う。	使用許可の申請者	○				○		
拾得物管理事務	水道事業管理者 水道局 業務部 管財課	平成13年5月1日	庁舎内における拾得物及び遺失物等を遺失物法に基づき適正な管理を行うことを目的とする。拾得物の受付のほか、所轄警察署への届出、落し主への連絡及び返還を行う。	拾得物の届出者及び遺失物の所有者	○	○					

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
一般・公募型指名競争 入札参加申請受付業務	水道事業管理者 水道局 業務部 管財課	平成13年5月1日	水道局が発注する建設工事等の一般競争・公募型指名競争入札に参加する者の確認申請書及び参加申込書の連絡先名、並びに当該工事等に配置予定の専任技術者が必要となるため、その者の資格者証等の写しを受理している。	入札参加者、各種技術者	○	○		○			
入札（見積）事務	水道事業管理者 水道局 業務部 管財課	平成13年5月1日	入札（見積）時において、紙入札参加を希望する者に、入札（見積）書を提出させている。また、電子入札の開札の立会いを希望する者に、開札立会い届出書を提出させている。競争入札参加資格者名簿に記載されている者以外のものが希望する際には、委任状を提出させている。	入札（見積）業者	○	○					
給水装置の用途区分の 認定事務	水道事業管理者 水道局 業務部 営業課	平成13年5月1日 平成30年11月2日	共同住宅等の届出により現地調査を行ない用途を認定する。	給水装置用途区分（変更） 届出者	○						
上下水道の開始中止、 徴収、照会事務	水道事業管理者 水道局 業務部 営業課	平成13年5月1日 平成30年11月2日	上下水道の使用開始申込み、中止の届出、その他届出の受付及び料金徴収、並びに水道事業に関する各種サービスを提供する。なお、料金滞納がある場合、必要な調査及び督促をし、徴収する。	上下水道使用者・給水装置 の所有者及びその代理人・ 管理人	○	○	○		○		○
給水装置の調査事務	水道事業管理者 水道局 業務部 営業課	平成14年5月1日 平成30年11月2日	市民からの出水不良・にごり等に関する問合せについて、調査等を行う。	給水装置及び水質検査の請 求者	○						
上下水道料金減免事務	水道事業管理者 水道局 業務部 営業課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市給水条例、さいたま市下水道条例及びさいたま市下水道使用料等の徴収事務等を水道事業管理者に委任する規則に基づき、上下水道料金減免に関する事務処理を行う。	減免申込者	○		○		○		

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
水道局電話受付センター運営事務	水道事業管理者 水道局 業務部 営業課	平成19年4月1日	水道使用者の利便性と業務効率の向上を図るため、上下水道の使用開始申込み、中止の届出、給水契約者の変更、水道に関する一般的な問合せに対する受付・対応及び河管課への対応引継ぎのほか、検針や水道料金等徴収など営業系業務を包括的に担当するとして、「水道局電話受付センター」を運営する。	上下水道使用者	○		○		○		
貯水槽設置台帳作成事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水装置課	平成14年7月11日 平成25年4月1日	貯水槽水道の管理の充実を図るため、台帳を作成し、助言・指導の際の資料とする。	貯水槽水道の所有者・使用者・管理者・郵便物送付先	○				○		
給水装置工事主任技術者の登録事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水装置課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	資格取得には平成8年度から国家試験になり、給水装置工事事業者の指定を受けようとする者には必要とするものです。	給水装置工事主任技術者の資格者	○	○					
直結工事見積りサービス受付事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水装置課	平成25年4月1日	直結工事見積りサービス利用の申込書を受け付けし、申込者が選択した見積り作成業者に情報を提供する。	直結工事見積りサービスの利用を申し込んだ者	○						
戸別検針共同住宅の認定事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水工事課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	戸別検針共同の認定に関わる申込書及び契約書等の書類を管理し、水道局内の関係各課で必要事項を活用し運用する。	戸別検針共同住宅認定申込者	○						
給水装置工事の設計審査及び検査事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水工事課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	水道管管理図等の交付、給水装置の新設、改造等工事の設計審査・立会い検査を行うため、申請書、しゅん工図等を電磁的に記録し一元的に管理する。	給水装置工事申込者	○		○		○		

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
開発行為に関する給水協議事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水工事課	平成13年5月1日	都市計画法第33条(昭和43年法律第100号)の規定に基づき、開発行為の関係者と水道その他の給水施設の協議を行う。	開発行為の申請者、土地所有者、設計者、施工業者	○						
給水装置しゅん工図謄本交付事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水工事課	平成13年5月1日	交付申請に伴い、給水装置しゅん工図謄本を適正に交付するための受付事務。	給水装置しゅん工図謄本の交付申請者	○	○			○		
水道管管理図の写し交付事務	水道事業管理者 水道局 業務部 給水工事課	平成13年5月1日	交付申請に伴い、水道管管理図の写しを適正に交付するための受付事務。	水道管管理図の写しの交付申請者	○	○			○		
開発給水事務	水道事業管理者 水道局 給水部 水道計画課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	宅地造成、住宅団地、共同住宅等の建築計画に係る給水施設の適正化を図ることを目的として、申請書類を管理し、水道局内の関係各課で必要事項を活用し運用する。	申請地の周辺地域における水圧及び水量に影響を与えると認められる物件の申込者	○				○		
私道内の配水支管整備に関する事務	水道事業管理者 水道局 給水部 水道計画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	私道の配水支管整備を目的とし、私道の公図、登記簿及び住民票等調査を行い私道所有者全員より配水支管布設承諾書及び掘削承諾書を取得する。	私道の土地所有者及び家屋所有者	○						
要望による配水支管整備に関する事務	水道事業管理者 水道局 給水部 水道計画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	要望による配水支管整備等を目的とし、要望書類である署名一覧表、配水管布設承諾書、掘削承諾書の受付事務を行う。	私道の土地所有者及び家屋所有者	○				○		

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
水道管路情報管理システムの運用・管理事務	水道事業管理者 水道局 給水部 維持管理課	平成13年5月1日	給水工事課にて収集した給水装置の新設、改造等工事に係る申請書、しゅん工図等について、一時預かり借用し、電磁綴りに記録して一元管理することにより、水道関連工事の施工管理等に資する。	給水装置工事申込者	○		○		○		
配給水管漏水調査業務に係る調査	水道事業管理者 水道局 給水部 維持管理課	平成13年5月1日	配給水管漏水調査業務において、漏水箇所を特定した際に、使用者から収集した情報を修繕担当課に引き継ぐ。	漏水修繕申請者	○						
配給水管等緊急移設切回しに関する精算事務	水道事業管理者 水道局 給水部 維持管理課	平成13年5月1日 令和3年11月10日	申請者より水道管の移設工事等要望を受け施工した工事の費用を算出し、申請者に請求をする。収集した申請者の情報は、工事費の請求時に使用する。	配給水管等緊急移設切回しの申請者	○						
私道の配給水管切回しに関する事務	水道事業管理者 水道局 給水部 維持管理課	平成13年5月1日	私道の配給水管切回しを目的とし、私道の公図、登記簿及び住民票等の調査を行い、私道の土地所有者より配水管布設承諾書及び掘削承諾書を取得する。	私道の土地所有者及び家屋所有者	○						
公開型地理情報システムによる水道管管理図web閲覧に伴うID・パスワード発行業務	水道事業管理者 水道局 給水部 維持管理課	令和5年5月1日	公開型地理情報システムによる水道管管理図 web 閲覧に伴い、システム利用希望者からの電子申請・届出サービスを用いた申請に基づき、ログインIDとパスワードの発行を行う。	水道管管理図 web 閲覧利用希望者	○	○					
配給水管等修繕工事施工及び工事費精算事務	水道事業管理者 水道局 給水部 工務課	平成13年5月1日 令和3年5月6日	漏水の通報により、市民から収集した情報に基づき、現地調査を行い修繕工事施工後に工事費の精算を行う。	電話等による通報者	○						



